

檜尾川砂防ダム3（再陳述）

こんにちは。このあいだいろいろしゃべりました点について、今日、府の見解が出ましたので、それに絡めながら陳述させていただきたいと思います。

1番目の、昭和60年私が府会議員をしておりましたときの地元陳情が砂防ダムではなかったということをこのあいだ申し上げましたが、今日それについて、そのとおり砂防ダムではなく、天井川である状況や、堆積土砂の撤去等、抜本的な治水対策を要望されていたということが明らかになりました。僕はまさにこのことが今回の問題の基本だと思うんです。

地元の人たちは何を怖がっているか。あのチラシにあるようなすごいものが起きたら困るし、また、天井川がフローして洪水が起きたら困る。そういうことは起こってほしくない。そういう意味で、総合的な対策が欲しいのであって、砂防ダムを要求したわけではない。今日の府の見解表明の中でも、なお砂防ダムが必要だと言っているわけですが、どういう選択肢を検討した結果、砂防ダムになったのかということについて、一向に理解できません。

本日出された資料、これまでに出了れた資料のなかで、一番大きな問題は、参考－5の砂防ダムの規模の決定根拠です。ある専門家にこれを見てもらったら、彼が一言で言いましたのは、これはつくるために考える算定根拠であって、事業を再評価するという立場に立った場合には、また別の考え方があり得るのだということでした。

まさに彼の指摘のとおりだと思います。未曾有の財政危機のもとで、事業再評価をしようというのなら、何もこの再評価委員会が再評価の検討をするだけではなくて、まず行政自身が自らのやっている事業を根本的に見直すという考えに立つべきではないかと思うんです。

あえて断念することまで含めて考え直したうえで、どうしても必要である、理由はこうだということのならばともかくも、そうした検討抜きに、この決定根拠を示されても、ああ、そうですかというふうに私は納得できない。ことに納得できないのは、先ほどお二人からご説明ありましたように、今回の予定地のすぐ上流、流れがかぎの字になっているすぐ上流に、昭和38年につくったダムが1つあります。ここは6,000tしか貯留していない。それからさらに上流に昭和60年に1つ、61年に2つつくられていますが、この2つは、いずれも満杯になっている。昭和38年につくったダムには6,000tしかたまらないのに、そのすぐ下流のかぎの字型のところに、ダムをつくろうというわけですが、すぐ上でたまらないのにどうして合計40,000tもの土石が貯留できるのか、私には全くわからないんです。

先ほどの方が言われたような、わざわざ崩さなくてもいいところまでひっくるめて、あえて高さを設定したりするような危険なことをすることによって、大量の土石を蓄積させるというようなことを、わざわざすれば可能ですけれども、そうでないというのなら不可能です。今の状態をそのまま維持して行って、なぜそういうことになるのかということについては全くわかりません。なぜ、あえて危険なことをしなければならないのか、と申し上げたい。

なぜ、こんな計画が出てくるか。先ほど府の見解を説明されたときに、安岡寺（あんこうじ）小学校をヤスオカデラと読まれましたが、地元の学校の名前すら正確に知らないまま、文字どおりペーパーの上で計画を立てているということを示したように思います。そういうことの根本的誤りというのをぜひ理解をしていただきたい。

私は何度も現地に参りました。それで、府がおっしゃっているように、治山ダムや砂防ダムがどういう状態か、いろいろ調べてまいりました。先ほどもありましたように、今回地図が出されておりますが、建設予定の流れの一つ東側の支流の中に、治山ダムなのか、砂防ダムなのかはわかりませんが、1つダムがありますが、そこには全くたまっておりません。それより下流にはかなり大量の土石がたまっていましたが、全体の流下の中でとどまる形になって、下流に大量の土石流が落ち込むというような形にはなっていません。まさしく自然の営みによって守られているという結果をもの見事に見せていただいたという気がしております。

さて、数日前に近畿地方建設局がかかわる財団法人河川情報センターがあるチラシを配っているのを入手しました。その中には、昭和28年9月の淀川の洪水被害を書いています。檜尾川や芥川の当時の高槻の災害のことを書いているんです。

この記述によると、府が3度配布したチラシとは違って、この時の洪水の原因を淀川としているのです。この写真がそれを見事に示しております。見ればわかるとおり、枚方大橋の橋脚のすぐ下、道路面の1mあるいは1m50ぐらいのところまで既に水が来ている。この状態で洪水が起きたのであって、茨木土木がチラシに書いたような、檜尾川が氾濫したとか、檜尾川の上流から云々というのは正確ではないということを、示しています。

地元が一番心配しているのは、洪水です。演習橋から下流は、近畿地方建設局の所管ですから、淀川の本川対応として、200年に1回330何mm、それから高水量1万7,000t/秒という対応をしております。これに対し、演習橋から上流、つまり大阪府が管理する部分についての改修は、洪水対策だと言いながら、わざわざあのようなコンクリートの3面張りを行い、あえてせばめているわけです。そういうことが本当に天井川対策になっているのかどうか。そのような改修をしておきながら、これで天井川対策ができていたとか、あるいは今回出されているような砂防ダムをつくることによって土石流がとまるし、また下流の洪水対策にもなりますというような説明はどう考えても根拠薄弱と言わなければならないと思うんです。

先ほどもふれましたが、資料3-1に示された大阪府の建設根拠のデータ中で、浚渫土量6,019m³あるというのが昭和38年の分です。その上の昭和38年が6,000m³で、そのさらに上流部のが1万5,566m³あります。合計で2万1,566m³が今回の建設予定地のの上流に堆積しているというわけです。もしこれが満杯になっているのが問題で、オーバーフローしてくる、さらに土石が出てくるというのなら、ここは神峰山寺に行く道、車の走る十分な道の際ですから、この土砂を取り出して、また堆積する可能性を広げるとかいうやり方は幾らでも可能でありましょうし、そういうことをやるのが本来の姿ではないか。

資料3-1の砂防ダムの規模の決定根拠の文書中に、この砂防ダムが完成した時点で、流出土砂を100%とめられるよう砂防ダムの規模を決めておりますと書かれていますが、なぜこれで100%止まるのか、100%止まるとすれば、それでは下流の土石流災害の危険性はなくなり、天井川の洪水対策も全く不必要といえるのか私は疑問です。

最後、茨木土木が配布したチラシの問題ですが、このチラシは、率直に言わせてもらえば、オオカミ少年のそしりを免れないだろうと思うんです。それから、知事選・府議選の投票日に1枚目、2枚目を市長選・市議選の投票日に配布しているのですが、こんな政治的なことを行政はしてはいけないということを申し上げたいのです。

(追加意見)

まず、参考-5の決定根拠の文書中で非常に気になりますことは、右側の上段の解説の

ところに「流出土砂抑制・調節ダムはなるべく大容量であることが望ましい」と書かれ、ここにアンダーラインを引かれているわけですが、そもそも公共事業、たとえば下水処理場にしても、ごみ焼却場にしても、これと同じ発想で大容量でやろうとするところがあります。このことが結局、財政を圧迫する要因になってきているのだということを考え直してほしいんです。大容量のものをつくるために、過大なごみの発生量とか、あるいは水の使用量がこんなにありますとかいう形でやる。このようなやり方の根本的問題点を行政側は理解してくださいということを行っているんです。

それから、どういう検討プロセスを経て砂防ダム建設ということになったのかについて、先ほどお尋ねしましたが、答えがありません。なぜ砂防ダムということになったのか、いろいろ選択肢があって検討されたのなら、その選択肢にはどんなものがあるって、どんな検討を経て最終的に砂防ダムになったのかというお話をしていただきたいということなんです。

それから、説明書の中に、資料3 1 / 3の下から二つ目のブロックですが、「土砂流出の著しい河川」というふうに書かれたり、「著しい」とか、形容詞で結構ごまかしているところが多いんです。じゃあ、「著しい」とは一体何なんだということについて、もっと説得力があることを言わないとだめなんだということを私は申し上げたいのです。

同じことは、先にもふれたように「なるべく大容量であることが望ましい」というんだけれども、本当にここで大容量であることが必要なのか、どういう検討から大容量にするのが妥当か説明すべきで、基準に書いてあるからといって根拠にはならないということも申し上げたいのです。

それで、昭和38年のすぐ上流のダムについて、あれは治山ダムであって、砂防ダムではないんだというへ理屈を言われまされたけれども、現実にそこで砂が止まっているわけです。行政の分類の仕方などどうでもいいのです。今回、そのほんの下流のところ、計画されているわけですが、有効貯砂量4万8,798 m^3 とか、扞止量1万5,704 m^3 なんていう膨大な数字がどうして出てくるのか、わかりません。逆に言えば、高さをあえて高くしようとするから、あるいは広げようとするから、そういうことになるのでしょうか考えられません。そうだとしますと、2 / 3の一番最後のブロックのところに「最も谷が狭窄部になっている箇所を選定しており、総合的に最適地に計画しています」ということについては話がおかしい。現実にあそここのところを見ていただいたらおわかりのとおり、谷の一番狭窄部のところではありません。そういうことについてもっときっちりやっていかないと、おかしな話になるのではないかと。

それから、100年に1回対応を名神より下流にしているということであれば、それでは今回想定されているような雨でいえば、天井川としてのいわゆる洪水というのは、100年に1回という対応でいえば、絶対がないのかということだと思えます。その対応は完了しているとおっしゃるのなら、では砂防ダムは必要ないではないかということになり、オーバーに言われることの根拠がなくなります。

この間茨木土木をお訪ねし、説明を頂きましたけれども、遊水地の中で、上であれを止めないから、下の方に大変たくさんの土砂が流れてくるものだから、その分は否応なくオーバーしますというような説明でしたが、現在の状態からいって、そんなことはあり得ないし、先ほど土砂が治山ダムを乗り越えてこないというご説明がありましたが、それではなぜ下流にたまるのかということについても全く理由になりません。

先ほど再評価委員会にだけ再評価の仕事を任せるのではなくて、行政自身が自らのこれ

までやってきたことについての思想だとか、発想とか、あるいはやっていることそのものについて根本的に見直す考え方に立ってください。これが再評価の正しいあり方であって、再評価委員会だけに再評価の作業を任せるとするのは、従来型の発想であるということだけをあえて再度申し上げたい。

チラシについて、私があえてこだわっているもう一つの理由は、砂防ダムだといつの間にか決まって、もう何年もたっており、それからいくらでも説明する機会もあっただろうし、配布する機会もあつたはずなのに、それをせず、この再評価委員会が始まってから、慌ててじたばたしており、まことに滑稽で姑息だと思うんです。行政側が本当に必要だと思っていたのなら、もっと昔にいろいろな形で論議することもできたでしょうし、また情報公開もできたはずで、高槻市が我々が言うまで何も知らなかったなどというようなことはあり得ないことだと思うんです。我々からすれば、事業再評価委員会が行われているところで、自分たちの考えていることがペケになってしまうのは困るから、じたばたやっているように思えてならない。ためにする事業になっていると言いたいのです。

ありがとうございました。